令和 元 年11月21日分

庁名 札幌地方検察庁

| | | 受 理 | | | 処 理 | 未済 | 次期上申 | |
|--------|------|------|----|------|-----|----|------|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | | 1 | 1 | | | 0 | 1 | 1 |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | , | | 0 | | | .0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和元年11月21日分

庁名 東京高等検察庁

| | | 受 理 | | | 処 理 | | | 次期上申 |
|--------|------|------|----|------|---|----|----|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | | 1 | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | i | 0 | | • | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 1 | 1 | 0. | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

| 令和元年11月2 | 1 | 日分 | |
|----------|---|----|--|
|----------|---|----|--|

庁名 東京地方検察庁

| | | 受理 | | | 処理 | | 未済 件数 | 次期上申 |
|--------|------|------|----|------|-----|----|----------|------|
| | 当期受理 | 前記未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | 1 | | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数____件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した者については,(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取り下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理処理状況)

別紙3

| and the | |
|---------|---------|
| 庁名 | 東京地方検察庁 |

令和元年11月21日分

| 番号 | 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|----|----|----|--|-------|
| 1 | | | 数数数数 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | AND THE RESERVE OF THE PROPERTY OF THE PROPERT | |

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年11月21日分

| 刀名 时叫地刀伙笨儿 | 庁名 | 静岡地方検察庁 |
|------------|----|---------|
|------------|----|---------|

| | | 受 理 | | | 処 理 | | 未済 | 次期上申 |
|--------|------|------|----|------|-----|----|----|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | 1 | | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | - | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては,(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 静岡地方検察庁

令和元年11月21日分

| 番号 | 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|----|------------|--------------|----------------|--|
| 1 | (EE) THERE | 在 学品的 | 基本服务 家裔 | ASSESSED IN COLUMN TO A SECOND |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 元 年11月21日分

庁名 大阪地方検察庁

| | | 受 理 | | | 処 理 | | 未済 | 時期上申 |
|--------|------|------|----|------|-----|----|-----|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | _ 0 | |
| うち公選法 | | | Ø | · | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | 1 | | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | 0 | 1 | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 1 | 1 | 2 | 0 | Ö | 0 | 2 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 1 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 大阪地方検察庁

令和元年11月21日分

| 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|--|---------------|-------|---------------|
| 6 137 | 经验的额形益 | | 经产品的基础 |
| Autoria de la companya del companya de la companya del companya de la companya de | | | |
| | | * | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 罪名 | 罪名 氏名 | 罪名 氏名 刑の内容 |

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の 刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年11月20日分

庁名 岐阜地方検察庁

| | | 受 理 | | 処 理 | | | 未済 | 次期上申 |
|--------|--|------|----|------|--|----|----|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | | 1 | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | .0 | |
| うち公選法 | The second section of the second section of the second section of the second section s | | 0 | | re With the State Commission of the Commission o | 0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 岐阜地方検察庁

令和 年 月 日分

| 番号 | 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|----|----|----|------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年11月11日分

庁名 名古屋高等検察庁

| | | 受 理 | | | 処 理 | | 未済 | 次期上申 |
|--------|--|------|----|---|-----|----|----|------|
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | *************************************** | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | and the second s | | 0 | | | 0 | 0 | • |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | a secondario di | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」ー処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 名古屋高等検察庁

<u>令和元年11月11日分</u>

| 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|----|----|-------|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 罪名 | 罪名 氏名 | 罪名 氏名 刑の内容 |

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年11月11日分

庁名 広島地方検察庁

| <u> </u> | | | | | | | | |
|----------|------|---|----|------|-----|----|----|------|
| | | 受 理 | | | 処 理 | | 未済 | 次期上申 |
| | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | 1 - 1222-1223 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | | 1 | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 広島地方検察庁

令和元年11月21日分

| 番号 | 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 |
|----|----|----|------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年11月21日分

庁名 福岡地方検察庁

| | | 受 理 | | | 処 理 | | 未済 | 次期上申 |
|--------|------|------|----|------|-----|----|----|------|
| • | 当期受理 | 前期未済 | 合計 | 当期上申 | その他 | 合計 | 件数 | 予定件数 |
| 基準四該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | - | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五1該当 | 0 | 1 | 1 | | | 0 | 1 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 基準五2該当 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| うち公選法 | | | 0 | | | 0 | 0 | |
| 総計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡地方検察庁

令和元年11月21日分

| 番号 | 罪名 | 氏名 | 刑の内容 | 願書受理日 | |
|------|--------------|----|------|------------|--|
| 1 20 | 经执法公司 | | | MENTALEMAN | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | * | |
| | 3.10 | | | | |

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。